

令和 **7** 年度

**旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業
助成券取扱指定事業者への登録にあたって**

1	事業概要	1
2	指定事業者への申請方法	1
3	指定事業者に登録されたら	2
4	市への請求方法	5

福祉保険部長寿社会課高齢者支援係

1 事業概要

本事業は、高齢者・母子・身体障がい者等で構成される当該年度の市・道民税が非課税の世帯で、居住する家屋等の屋根雪下ろしを自力又は家族等によっても行うことが困難な世帯に対して、居住している住宅の屋根・物置・車庫の雪下ろし作業と、屋根から下ろした雪又は自然に落ちた雪の除排雪作業に使用できる15,000円分の助成券を交付するものです。

対象者は、市が指定する「旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者（以下、「指定事業者」という。）」の中から作業を依頼する事業者を選択し、支払の際に助成券を使用します。

対象者等事業の内容につきましては、別紙「令和7年度 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業について」を御参照ください。

2 指定事業者への申請方法

- 指定事業者への登録を希望される方は、下記の申請書類を**令和7年10月24日（金）**までに、E-mail、郵送又は長寿社会課窓口（総合庁舎2階14番窓口）へ御提出ください。

※申請書はメールによる電子での提出に御協力ください。

提出先：〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階14番窓口
旭川市福祉保険部長寿社会課高齢者支援係
担当：中谷 E-mail：ka_nakaya@city.asahikawa.lg.jp
電話 25-6457（直通） F A X 29-6404

- 様式第1号 指定申請書
 - 様式第2号 体制届出書
 - 様式第3号 事業責任者届出書
 - 様式第4号 組合等組織加盟事業者一覧 ※組合等組織のみ御提出ください。
 - 様式第5号 作業班別責任者名簿
 - 様式第6号 標準的費用届出書
 - 様式第7号 損害賠償補償申告書
- 各種書類の記入にあたっては、別紙「申請書類 記入要領」を御確認ください。
 - 「様式第1号 指定申請書」及び「様式第2号 体制届出書」に記載された電話番号や作業体制等に関する情報については、助成券取扱指定事業者名簿に掲載し、対象者及び希望があった市民に配布します。

3 指定事業者に登録されたら

御提出いただいた申請書類を審査し、指定事業者への登録の可否について11月上旬頃に結果通知を郵送いたします。

指定事業者に登録された場合には、御提出いただいた申請書類に基づいて「旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者名簿」を作成し、本事業の対象者だけでなく希望のあった市民に配布します。

今年度の対象者に対しては11月下旬に助成券を発送する予定となっており、このとき「旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者名簿」を同封します。随時、対象者から作業依頼等の連絡が来ますので、御対応をよろしくお願いいたします。

(1) 注意事項

- 別紙「旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者事務取扱要領」を熟読し、遵守してください。(特に、要領第7条には「指定事業者の遵守事項」が記載されていますので、必ず御確認ください。)
- 新聞等に広告を出す予定がある場合は、校正段階で必ず市に一度提出した上で、内容の確認を受けてください。
- 安全管理上、雪下ろし作業は必ず2人以上で行ってください。
- 過去の助成券対象者が今年度も対象になっているとは限らないため、作業に入る前に、対象者から助成券や決定通知書の有無を必ず確認してください。
- 雪下ろし作業の実施により屋根の破損等が生じ、補償の問題に発展するケースがあります。雪を残して作業を行うなど、十分注意して作業を実施してください。なお、補償等の対応については、事業者の責任において行ってください。
- 作業の実施内容及び金額等について、必ず事前に見積りを行うこととし、内容について対象者とよく話し合い、理解をいただってください。
- 例年、雪下ろし作業時に近隣とのトラブルが多く見られることから、対象者の敷地内から隣家に雪がはみ出すことが予見される場合は、事前に対象者や隣家へ説明してから作業を行ってください。
- 助成券受取の際には、記載事項や押印又は署名の漏れがないことを確認してください。
- 対象者は高齢等であることから、世帯の状況や理解度等に合わせ、丁寧な対応を心がけてください。

(2) 助成券の取扱方法

- 助成券は、5,000円券が2枚、1,000円券が5枚、計15,000円分です。
- 対象者から受け取った作業額相当分の助成券を請求書に添付することで、市から助成額を受け取ることとなります。請求は月毎に取りまとめて翌月10日まで（3月分は3月31日まで）に提出してください。
- 助成券の有効期間は、令和8年3月25日までです。
- 助成券の額面未満の端数について、助成券を使用することはできません。
（例：12,500円の作業費用に対し助成券を使用する場合 → 5,000円券2枚と、1,000円券2枚、計12,000円分の助成券のみ使用することができます。残り500円に対し、1,000円券を使用することはできません。）
- 本事業の対象となる作業は、対象者が居住している住宅の屋根、物置、車庫の雪下ろし作業と、屋根から下ろした雪又は自然に落ちた雪の除排雪作業のみです。それ以外の作業（例：庭の除排雪等）に対し助成券を利用することはできません。
- 助成券の額を超える分については、助成世帯から支払を受け、領収書を発行してください。
- 助成世帯から受け取った全ての助成券について、利用確認欄に助成世帯員のフルネームの署名又は印鑑による押印を受けてください。名字のみの署名、鉛筆書きの署名はお受けできません。

No.000000-00	No.000000-00
作業実施年月日 令和7年12月26日	令和7年度 旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券
作業確認欄 作業実施事業者名 (株)〇〇工業 作業責任者名 旭川 一郎	5,000円券
	作業実施年月日 令和7年12月26日
	作業実施事業者 (株)〇〇工業
	利用者確認欄 福祉 次郎
	本券1枚につき5,000円を助成します。

「フルネームの署名」又は「印鑑による押印」を貰ってください。

4 市への請求方法

- 請求は原則月単位とします。締め日は毎月月末とし、月末までに作業を実施した分について、翌月10日までに下記の書類を長寿社会課窓口（総合庁舎2階14番窓口）へ御持参ください。ただし、3月については、助成券使用期限である3月25日までに作業を実施した分の報告書類を3月31日までに御提出ください。なお、3月26日以降に作業を実施したものについては助成の対象外です。

- 様式第 1 4 号 実績報告書
 - 様式第 1 5 号 実績報告内訳書
 - 様式第 1 6 号 請求書
 - 対象者から受領した助成券
-
- 各種書類の記入にあたっては、別紙「報告書類 記入要領」を御確認ください。
 - 報告書類を長寿社会課窓口にご持参いただいた際、助成券の枚数チェックや押印又は署名漏れがないか等の確認作業を行うため、少々時間を要します。時間に余裕をもってお越しくださいますよう御協力お願いいたします。また、昼休憩時間等の担当不在時には、お待ちいただく場合があります。
 - 提出された請求書に基づき、提出月の下旬から翌月の上旬にかけて、指定された口座へ助成額を支払います。